

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令参照条文

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（他の法令に基づく計画との関係）

第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次の各号に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

一 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第三項に規定する全国総合開発計画

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項に規定する全国森林計画及び同条第五項に規定する森林整備保全事業計画

三 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項に規定する災害防除に関する事業計画

四 保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第二条第一項に規定する保安林整備計画

五 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第二項に規定する首都圏整備計画

六 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する多目的ダムの建設に関する基本計画

七 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第二条第二項に規定する災害防除事業五箇年計画

八 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第三条第一項に規定する豪雪地帯対策基本計画

九 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する近畿圏整備計画

十 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第二項に規定する中部圏開発整備計画

十一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第四十三条の二第一項に規定する排出油の防除に関する計画

十二 社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画

十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次の各号に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

一 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七条第一項及び第二項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第二十五条に規定する指定管理団体の水防計画

二 国土総合開発法第二条第四項に規定する都府県総合開発計画、同条第五項に規定する地方総合開発計画及び同条第六項に規定する特定地域総合開発計画

三 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する離島振興計画

四 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条の三第一項の海岸保全基本計画

五 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第九条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画

六 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第八条第一項に規定する防災営農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画

七 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十

三号）第二条第一項に規定する地震対策緊急整備事業計画

八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）

（政令で定める計画）

第二十条 法第三十八条第十三号の政令で定める計画は、次に掲げるとおりとする。

一 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百十六号）第二条第一項に規定する北海道総合開発計画

二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画並びに同法第十九条第一項及び第十九条の三第一項に規定する特定漁港漁場整備事業計画

三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第二条第一項に規定する振興開発計画

四 東北開発促進法（昭和三十一年法律第一百十号）第三条第一項に規定する東北開発促進計画

五 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）第三条第一項に規定する九州地方開発促進計画

六 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）第三条第一項に規定する四国地方開発促進計画

七 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）第三条第一項に規定する北陸地方開発促進計画

八 中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）第三条第一項に規定する中国地方開発促進計画

九 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四条第一項に規定する沖縄振興計画

2 法第四十一条第八号の政令で定める計画は、漁港漁場整備法第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業計画とする。

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）

（振興開発計画）

第四条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めなければならない。

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地の利用に関する事項

二 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

三 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

四 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項

五 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

七 教育及び文化の振興に関する事項

- 八 観光の開発に関する事項
- 九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- 十 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項
- 3 振興開発計画は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。
- 4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。
- 5 東京都は、小笠原村から前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。
- 6 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 東京都は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 第四項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。

( 国有財産の譲与等 )

- 第十三条 国は、関係地方公共団体が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）その他の法令の規定による場合を除くほか、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

小笠原諸島振興開発特別措置法施行令（昭和四十五年政令第十三号）

( 国有財産の譲与等 )

- 第二条 国は、関係地方公共団体において国有財産を別表第二の上欄に掲げる施設で法第三条第一項に規定する振興開発計画に係

るものの用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、同表の区分に応じ、当該国有財産を無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）

（内部部局）

- 第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。
- 2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
  - 3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
  - 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
  - 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
  - 6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。
  - 7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。
  - 8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）

（自治行政局の所掌事務）

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治及び民主政治の普及徹底に關すること（自治財政局及び自治稅務局の所掌に屬するものを除く。）。
- 二 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に關すること（自治財政局及び自治稅務局の所掌に屬するものを除く。）。
- 三 地方公共団体の求めに應じて当該地方公共団体の行政及び財政に關する総合的な調査を行うこと。
- 四 地方自治に係る政策で地域の振興に關するものの企画及び立案並びに推進に關すること。
- 五 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。第四十九条第八号において同じ。）の雪害の防除及び振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 六 公有地の拡大の推進に關する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開發公社及び土地の先買いに關する事務を行うこと。
- 七 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に關し、必要な意見を關係行政機關の長に述べること（自治財政局及び自治稅務局の所掌に屬するものを除く。）。
- 八 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をを行うこと。
- 九 地方自治に關する調査及び研究に關すること。
- 十 地方公共団体の組織及び運営に關する制度の企画及び立案に關すること。
- 十一 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に關する政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 十二 住民基本台帳制度に關すること。
- 十三 住居表示制度に關すること。
- 十四 行政書士に關すること。
- 十五 地方公務員に關する制度の企画及び立案に關すること。
- 十六 地方公共団体の人事行政に對する協力及び技術的助言に關すること。
- 十七 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に關すること。
- 十八 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に關する制度の企画及び立案に關すること。
- 十九 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に關する制度の企画及び立案に關すること。

- 二十 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関する事。
- 二十一 第十八号及び第十九号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関する事。
- 二十二 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関する事。
- 二十三 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に関する事。
- 二十四 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に関する意見並びに調査及び統計の作成について関係部局（自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。以下同じ。）の調整を図る事。
- 二十五 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整に関する事。
- 二十六 地方自治に関する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理に関する事。
- 二十七 地方自治に係る国際協力に関する事。
- 二十八 国地方係争処理委員会及び自治紛争処理委員の庶務に関する事。
- 二十九 地方財政審議会地方公務員共済組合分科会の庶務に関する事。
- 三十 中央選挙管理会の庶務に関する事。
- 三十一 前各号に掲げるもののほか、地方自治法、公職選挙法その他の法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方行政並びに第十八号及び第十九号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関する事務に関する事。
- 2 公務員部は、前項第十五号から第十七号まで及び第二十九号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 選挙部は、第一項第一号に掲げる事務（同項第十八号及び第十九号に掲げる選挙、国民審査及び投票並びに政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に係るものに限る。）、同項第十八号から第二十二号まで及び第三十号に掲げる事務並びに同項第三十一号に掲げる事務（同項第十八号及び第十九号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関するものに限る。）をつかさどる。

#### 附 則

（自治行政局の所掌事務の特例）

第五条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土じょう地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十二年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。



財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 大臣の官印及び省印の保管に関する事。
- 三 財務省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- 四 財務省の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 五 法令案その他の公文書類の審査に関する事。
- 六 国会との連絡に関する事。
- 七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 八 広報に関する事。
- 九 財務省の保有する情報の公開に関する事。
- 十 財務省の機構及び定員に関する事。
- 十一 財務省の行政の考査に関する事。
- 十二 財務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。
- 十三 財務省所管の国有財産及び物品の管理に関する事。
- 十四 財務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。
- 十五 財務省の所掌事務に関する政策の評価に関する事。
- 十六 独立行政法人評価委員会の庶務に関する事（通関情報処理センター分科会、造幣局分科会、国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。
- 十七 財務省の情報システムの整備及び管理に関する事。
- 十八 国税収納金整理資金の管理に関する事。

- 十九 収入印紙及び自動車重量税印紙の出納及び保管に関すること。
- 二十 電源開発促進対策特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の経理に関すること。
- 二十一 財務省所管の特別会計に属する物品の管理に関すること（国債整理基金特別会計に属するものを除く。）。
- 二十二 財務局及び沖縄総合事務局の所掌事務（沖縄総合事務局にあっては、財務局において所掌することとされている事務に限る。以下同じ。）の運営に関する総合的監督に関すること。
- 二十三 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二十四 財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関すること。
- 二十五 財政経済一般に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関すること。
- 二十六 国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の総括に関すること。
- 二十七 財務省の所掌に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- 二十八 財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括に関すること。
- 二十九 準備預金制度に関すること。
- 三十 金融機関の金利の調整に関すること。
- 三十一 政策金融に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関すること（国際局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十二 政府関係金融機関に関すること（国際協力銀行については、国際局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十三 商工組合中央金庫に関すること。
- 三十四 独立行政法人農林漁業信用基金、産業基盤整備基金及び通信・放送機構に関すること。
- 三十五 産業労働者住宅資金の融通及び住宅融資保険に関すること。
- 三十六 地震再保険事業に関すること。
- 三十七 地震再保険特別会計の経理に関すること。
- 三十八 健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保の任務を遂行する観点から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案（以下「金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案」という。）に關すること。
- 三十九 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

- 四十 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 四十一 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 四十二 日本銀行の業務の適正な運営の確保に関すること（金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。）。
- 四十三 金融危機対応会議の庶務に関すること。
- 四十四 前各号に掲げるもののほか、財務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（政策金融課の所掌事務）

第十九条 政策金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政策金融に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関すること（国際局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国際協力銀行及び日本政策投資銀行に関すること（国際協力銀行については、国際局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、中小企業総合事業団及び沖縄振興開発金融公庫に関すること。
- 四 商工組合中央金庫に関すること。
- 五 独立行政法人農林漁業信用基金、産業基盤整備基金及び通信・放送機構に関すること。
- 六 産業労働者住宅資金の融通及び住宅融資保険に関すること。
- 七 地震再保険事業に関すること。
- 八 地震再保険特別会計の経理に関すること。
- 九 独立行政法人評価委員会農林漁業信用基金分科会の庶務に関すること。
- 十 第二号から第五号までに掲げる機関に係る統計に関する事務の総括に関すること。

附則

（大臣官房の所掌事務の特例）

第二条 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、平成十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。

2 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、法附則第四項に規定する政令で定める日までの間、銀

行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

3 大臣官房は、第二条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

(大臣官房政策金融課の所掌事務の特例)

第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、平成十六年三月三十一日までの間、附則第二条第一項に規定する事務をつかさどる。

農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)

(農村振興局の所掌事務)

第八条 農村振興局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。
- 二 農山漁村及び中山間地域等(食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の豪雪地帯をいう。以下同じ。)の雪害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四 農業振興地域整備計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること。
- 五 前号に掲げるもののほか、農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること(林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。)
- 六 農業就業構造の改善に関すること。
- 七 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。
- 八 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること。
- 九 農地の転用に関すること。

- 十 農業水利に関すること。
- 十一 交換分合の指導及び助成に関すること。
- 十二 土地改良事業（かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- 十三 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- 十四 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに農地の保全に係るばた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。
- 十五 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 市民農園の整備の促進に関すること。
- 十七 都市及びその周辺における農業の振興に関すること。
- 十八 国営土地改良事業特別会計の経理に関すること。
- 十九 国営土地改良事業特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 2 計画部は、前項第八号（農業用水として利用すべき水の農業上の利用の確保に関することに限る。）、第十号、第十一号（独立行政法人緑資源機構の行うものを除く。）、第十二号（独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人水資源機構の行うもの並びに整備部の所掌に属するものを除く。）、第十四号（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の規定による地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関することに限る。）、第十八号及び第十九号（整備部の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。
- 3 整備部は、第一項第四号（農業振興地域整備計画の実施についての指導及び助成に関することに限る。）、第五号（農山漁村の総合的な振興計画（中山間地域等の総合的な振興計画を除く。）の実施についての指導及び助成に関することに限る。）、第十二号（土地改良事業の実施に関すること並びに国、独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人水資源機構以外の者の行う土地改良事業の実施についての指導及び助成に関することに限る。）、第十三号、第十四号（計画部の所掌に属するものを除く。）及び第十九号（土地改良財産（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十四条に規定する土地改良財産をいう。以下同じ。）の管理及び処分に関することに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

附則

(農村振興局の所掌事務の特例)

第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十六年三月三十一日	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条の奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十九年三月三十一日	特殊土壌地帯(特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項の特殊土じょう地帯をいう。)の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十二年三月三十一日	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）

（都市・地域整備局の所掌事務）

第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土計画局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 首都圏整備計画、近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の推進に関すること。
- 三 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。
- 五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）に規定する処分管理計画に関すること。
- 六 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 七 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 八 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 九 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。
- 十 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- 十一 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の規定による宅地の造成等の規制に関すること。
- 十二 土地区画整理事業に関すること（都市基盤整備公団及び地域振興整備公団の行う業務に関すること並びに土地・水資源局

- の所掌に属するものを除く。 ) 。
- 十三 民間都市開発事業に関する事(港湾局の所掌に属するものを除く。 ) 。
  - 十四 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関する事(都市基盤整備公団の行う業務に関する事並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。 ) 。
  - 十五 地域振興整備公団の行う業務に関する事(国土計画局及び土地・水資源局の所掌に属するものを除く。 ) 。
  - 十六 都市基盤整備公団の行う業務のうち、次に掲げるものに関する事。
    - イ 建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。 ) 並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係る業務
    - ロ 土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。 ) に係る業務
  - 八 市街地再開発事業(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。 ) に係る業務
  - 十七 駐車場に関する事(道路局及び自動車交通局の所掌に属するものを除く。 ) 。
  - 十八 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに関する事(都市基盤整備公団の行う宅地の造成及び土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。 ) に要する資金の貸付けに関する事並びに総合政策局及び住宅局の所掌に属するものを除く。 ) 。
  - 十九 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。 ) に関する事。
  - 二十 環境事業団の行う業務に関する事(総合政策局の所掌に属するものを除く。 ) 。
  - 二十一 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事。
  - 二十二 市民農園の整備の促進に関する事。
  - 二十三 屋外広告物に関する事。
  - 二十四 古都(明日香村を含む。 ) における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
  - 二十五 下水道に関する事。
  - 二十六 都市開発資金融通特別会計の経理に関する事。
  - 二十七 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に関する関係行政機関との連絡調整に関する事。



- 二十八 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に関すること。
- 2 下水道部は、前項第二十五号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るもの）にあつては、工事の指導に限ることとする。

附則

（都市・地域整備局の所掌事務の特例）

第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十六年三月三十一日	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p> <p>小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。）の総合的な振興及び開発に関すること。</p>

<p>平成十七年三月三十一日</p>	<p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
<p>平成十九年三月三十一日</p>	<p>特殊土壌地帯（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土じょう地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
<p>平成二十二年三月三十一日</p>	<p>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
<p>平成二十五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
	<p>離島振興計画（離島振興法第五条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に關する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。</p>

（都市・地域整備局離島振興課等の設置期間の特例）

- 第七条 都市・地域整備局離島振興課は、平成二十五年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 2 都市・地域整備局特別地域振興課は、平成十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（都市・地域整備局企画課の所掌事務の特例）

- 第八条 都市・地域整備局企画課は、第八十三条各号に掲げる事務のほか、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例）

- 第十二条 都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、平成十六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
- 三 奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
- 四 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。
- 五 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）

（独立行政法人評価委員会）

- 第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
土木研究所分科会	独立行政法人土木研究所
建築研究所分科会	独立行政法人建築研究所
交通関係研究所分科会	独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所及び独立行政法人電子航法研究所
港湾空港技術研究所分科会	独立行政法人港湾空港技術研究所
北海道開発土木研究所分科会	独立行政法人北海道開発土木研究所
教育機関分科会	独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航空大学校

自動車検査分科会	自動車検査独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国際観光振興機構分科会	独立行政法人国際観光振興機構
水資源機構分科会	独立行政法人水資源機構
自動車事故対策機構分科会	独立行政法人自動車事故対策機構
空港周辺整備機構分科会	独立行政法人空港周辺整備機構
海上災害防止センター分科会	独立行政法人海上災害防止センター

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

分科会	担当課等
土木研究所分科会及び建築研究所分科会	大臣官房技術調査課において処理する。
交通関係研究所分科会	総合政策局技術安全課において処理する。
港湾空港技術研究所分科会	港湾局建設課において処理する。
北海道開発土木研究所分科会	北海道局企画課において処理する。
教育機関分科会（独立行政法人航空大学校に係る庶務を除く。）	海事局船員政策課において総括し、及び処理する。
教育機関分科会（独立行政法人航空大学校に係る庶務に限る。）	航空局技術部乗員課において処理する。
自動車検査分科会	自動車交通局技術安全部技術企画課において処理する。
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	総合政策局交通計画課において処理する。
国際観光振興機構分科会	総合政策局観光部国際観光推進課において処理する。
水資源機構分科会	土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。

自動車事故対策機構分科会	自動車交通局保障課において処理する。
空港周辺整備機構分科会	航空局飛行場部環境整備課において処理する。
海上災害防止センター分科会	海上保安庁警備救難部において処理する。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

(交通関係研究所分科会の所掌事務についての読替え)

第二条 交通関係研究所分科会の所掌事務については、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)附則第十五条に規定する管理業務が終了する日又は同条に規定する業務の実績に関する評価が終了する日のいずれか遅い日までの間、第五条第一項の表交通関係研究所分科会の項中「及び独立行政法人電子航法研究所」とあるのは、「、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構」とする。